

ネーブルみつけ内みらい市場  
旅行代理店  
出店者公募要項

2 0 1 9 年 1 月

一般社団法人 見附市観光物産協会

## 目次

### 第1 公募の目的及び内容

1 公募の目的	1
2 指定する用途	1
3 出店する場所	1
4 出店にあたっての基本的な考え方	1
5 出店に関する内容	2
6 使用の制限等	2
7 設備の諸条件	3

### 第2 出店契約に関する主な条件

1 出店の方法及び契約	4
2 出店場所	4
3 出店期間	4
4 出店料	4
5 契約保証金	4
6 その他必要経費	4
7 契約の解除	5
8 原状回復	5
9 損害賠償	5
10 契約の解除による損失の取扱い	6
11 実地調査等	6
12 その他	6

### 第3 応募の手続等

1 スケジュール	6
2 応募者の資格	7
3 公募要項の配布期間及び場所	8
4 応募申込書等の提出	8
5 現地説明	9
6 公募内容に関する質問の受付	9
7 企画書類の提出	10
8 応募申込書等及び企画書類の要件並びに取扱い	10

### 第4 審査及び選定等に関する事項

1 審査及び選定の方法	11
-------------	----

2 審査結果の通知	・ ・ ・ ・ ・	12
3 出店候補者の公表	・ ・ ・ ・ ・	12
4 契約の締結	・ ・ ・ ・ ・	12

## 第5 応募にあたっての留意事項等

1 選定の対象からの除外	・ ・ ・ ・ ・	12
2 応募の辞退	・ ・ ・ ・ ・	13
3 応募等に関する費用負担	・ ・ ・ ・ ・	13

別表1 応募申込にあたって提出を要する書類（必須）

別表2 企画提案にあたって提出を要する書類

別表3 企画提案項目及び審査に係る評価の視点

別表4 評価の方法

第1号様式 応募申込書

第2号様式 誓約書

第3号様式 業務概要書

第4号様式 現地説明申込書

第5号様式 質問書

第6号様式 企画提案書

第7号様式 応募申込（企画提案）事項変更届出書

第8号様式 応募申込辞退届出書

別添① ネーブルみつけ平面図

別添② 出店場所図面

別添③ 設備諸条件一覧表

# ネーブルみつけ内みらい市場旅行代理店出店者公募要項

## 第1 公募の目的及び内容

### 1 公募の目的

一般社団法人 見附市観光物産協会（以下「協会」という。）では、ネーブルみつけ及びみらい市場の来場者の利便性を図りつつ、見附市の観光振興のため、見附の観光コンテンツを含む商品造成のほか、市民向けの旅行商品を販売する旅行代理店を設置することとしました。

このため、協会が提示する諸条件の下、自ら企画立案するとともに、店舗経営に豊富な経験や実行力等を有する事業者を公募します。

### 2 指定する用途

ネーブルみつけ内みらい市場における「旅行代理店」の設置及び運営に関する一切の業務

### 3 出店する場所

- (1) 名 称      ネーブルみつけ
- (2) 所 在      新潟県見附市学校町1丁目16番15号
- (3) 竣工年月    平成2年11月建築    平成16年7月改修  
                  ※ネーブルみつけ内「みらい市場」は平成31年3月改修
- (4) 出店床面積   約22平方メートル
- (5) 出店場所    みらい市場敷地内：別添②出店場所図面を参照してください。

### 4 出店にあたっての基本的な考え方

企画提案にあたっては、特に次のような点を重視してください。

- (1) みらい市場（店舗）との適合性、環境への配慮
  - ア みらい市場（店舗）に適応した外観・内装
  - イ 利用者の動線、建物の構造上の制約及び防犯・防災に配慮したレイアウト
  - ウ 店舗に設置する設備・機器類の省エネルギーへの配慮
  - エ 店舗から発生する廃棄物の適正な回収・廃棄
  - オ 適切な清掃
- (2) サービス向上への配慮
  - ア 利用者のニーズに合致した店舗機能
  - イ 利用者のニーズに合致した商品・サービスの構成・価格
  - ウ 見附市および協会職員へのサービス・福利厚生(値引販売、セール等)

(3) 安定的・継続的な店舗運営

- ア 資金、人材、店舗運営ノウハウ、商品・サービスの開発力等の体制
- イ 算出根拠が妥当で健全な店舗の収支計画
- ウ 従業員の教育・訓練及び従業員配置
- エ 防犯・防災等の安全管理について、事故防止の体制及び事故への対応策
- オ 利用者からの要望・クレーム等への対応

(4) 地域経済への貢献、見附市および協会の施策への協力・貢献

## 5 出店に関する内容

(1) 営業日及び営業時間

- ア 営業日はみらい市場の営業日に準ずるものとします。ただし、協会と協議の下、休業日の設定は可能です。みらい市場は、基本、ネーブルみつけの休館日を除く通年営業です。ネーブルみつけの休館日は、年間で1週間程度であり、年に一度の全館閉館の清掃日（例年7月末日の一日）と年末年始（12月29日～1月2日）としていますが、変更がある可能性もあります。
- イ 営業時間は9時から18時までとしますが、ネーブルみつけの毎月一度の清掃日は17時で閉館します。

(2) 営業日及び営業時間に関する留意事項

- ア ネーブルみつけの開館日の開館時間（9時から21時45分）外及び休館日に館内に立入ろうとする場合は、協会の許可が必要です。
- イ ネーブルみつけ内で催事の開催がある場合、営業時間の延長をお願いすることがあります。

(3) 取扱業務範囲

- ア （海外）・国内（見附市）の募集型企画旅行
- イ 海外・国内の受注型企画旅行
- ウ 海外・国内の手配旅行
- エ 上記アからウに付随する業務

## 6 使用の制限等

(1) 店舗の制限

- ア 応募者のうち本公募要項第3に掲げる手続並びに第4に掲げる審査及び契約の手続を経て出店することが決定した者（以下「出店者」という。）は、出店場所を旅行代理店の営業以外の用途に供してはなりません。
- イ 出店者は、出店場所を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければなりません。
- ウ 上記イに掲げる維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者が負担することとします。

エ 出店者は、出店に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し又は営業を委託し若しくは名義貸し等を行うことはできません。

オ 出店者は、出店場所について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は企画提案書（第6号様式）により提案した事項に変更を加えようとするときは、事前に書面により協会の承認を受けなければなりません。

(2) 出店場所の鍵の管理、開錠及び施錠等

次のとおりとします。

- ・みらい市場全体の開錠／施錠はみらい市場職員が行います。
- ・旅行代理店のバックヤードの鍵のみ、出店者に管理していただきます。

(3) 店舗工事の制限

ア 出店にあたり、出店者が冷暖房や空調設備の工事を行う必要はありません（全館空調）。

イ 別途設置工事が必要な場合は、事前に協会に相談いただき、設計及び施工の協議を行ったうえ、必ず協会の承諾を得ることとします。協会は工事終了後に履行確認を行い、この確認をもって工事完了となります。

(4) 防災上の配慮

ガス及び裸火は使用できません。

(5) 物品の搬入・廃棄物の搬出等

ア 物品の搬入及び廃棄物の搬出等に必要なトラック等は、物品搬入トラック入口（別添①ネーブルみつけ平面図を参照すること。）から進入することができます。

ただし、搬入は営業時間内となりますので、施設利用者の通行に細心の配慮をお願いします。

イ 出店場所で発生する廃棄物については、館内（ネーブルみつけ）の規律に則り、指定した日に指定した場所へ集積してください。ただし、粗大ごみ等の対象外廃棄物においては自らの責任で処理することとします。なお、処理費用も出店者の負担となります。

(6) 防犯対策

出店者は出店場所に係る防犯対策を自ら行うこととします。

(7) その他

ア ネーブルみつけ敷地内は禁煙です。

イ 店舗の設置・運営にあたっては、関係法令及び市の関係諸規程に定める事項を遵守しなければなりません。

〔市の関係諸規程の主なもの〕

- ・見附市市民交流センター条例

## 7 設備の諸条件

別添③設備諸条件一覧表を参照してください。

## 第2 出店契約に関する主な条件

### 1 出店の方法及び契約

協会と出店者の間で契約を締結します。

### 2 出店場所

第1の3に掲げる出店場所その他別添の平面図等で示す協会が運営する「みらい市場」内の指定区域とします。

### 3 出店期間

- (1) 出店期間は初年のみ2019年3月30日から2020年3月31日までとし、翌年以降は4月1日から3月31日までとします。
- (2) 店舗の設置、撤去等に要する期間は、出店期間に含みますが、初年度のみ、改装店舗の引渡し後、速やかに店舗の設置ができるよう配慮します。  
(予定では、2019年3月23日に店舗設営が可能になる予定です。)

### 4 出店料

- (1) 月額40,000円(税別、光熱費込み)
- (2) 出店料は、毎月月額を納付していただきます。納入通知書の発行はありませんが、翌月分の出店料を前月25日までに納付してください。(25日が土日祝日の場合は、その前日までに)。その後、領収書を発行いたします。
- (3) 納付済の出店料は基本、返納いたしません。
- (4) 出店期間中に消費税等の税率の改定があった場合、出店料の変更は適宜協議します。  
なお、追加で納付する必要がある出店料の納入方法又は返納する必要がある出店料の返納方法についても、適宜協議します。

### 5 契約保証金

この契約は、契約保証金納付の必要性はありません。

### 6 その他必要経費

- (1) 出店期間中に店舗で発生した光熱費は出店料に含まれています。
- (2) 外線電話、インターネット等を必要とする場合、それらの設置工事や維持管理に要する経費については出店者の負担とします。
- (3) 冷暖房料は徴収しません。第1の6の(3)に掲げるとおり、当館は全館空調のため、出店者が自ら冷暖房や空調設備の工事を行う必要はありませんが、必要な設備がある場合は、事前相談の下、自ら設置・管理していただきます。

- (4) 塵芥処理料及び空きビン・空き缶・ペットボトル回収処理業務手数料は徴収しません。第1の6の(5)のイに掲げるとおり、出店場所で発生する廃棄物については、館内（ネーブルみつけ）の規律に則り、指定した日に指定した場所へ集積してください。ただし、粗大ごみ等の対象外廃棄物においては自らの責任で処理することとします。なお、処理費用も出店者の負担となります。
- (5) 清掃料等は徴収しません。出店者は出店場所に係る清掃を自ら行うこととします。

## 7 契約の解除

協会は、次の(1)から(3)に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます。

- (1) 出店者が第1の6の使用の制限等に違反したとき
- (2) 出店者が第3の2の応募者の資格を失ったとき
- (3) 出店者が協会と締結した契約書に違反したとき

## 8 原状回復

- (1) 出店者は、出店期間満了の日又は契約が解除された場合は協会の指定する期日までに、自己の負担で出店場所を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、協会が特に承認したときは、この限りではありません。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、協会は出店者の負担においてこれを行うことができます。この場合において出店者は、如何なる異議を申し立てることはできません。

## 9 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、出店場所の全部若しくは一部を滅失し又は損傷したときは、損害賠償として当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を支払わなければなりません。ただし、出店場所を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 上記(1)に掲げる場合のほか、出店者が本公募要項に定める条件を履行しないため協会に損害を与えたときは、損害賠償としてその損害額に相当する金額を支払わなければなりません。
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる場合のほか、出店者は、出店場所の使用にあたり協会又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

## 10 契約の解除による損失の取扱い

- (1) 上記7に掲げるところにより協会が契約を解除した場合において、その解除により出店者に損失が生じても、協会はその損失を補償しません。また、出店者は協会に対し一



切の補償の請求をできないこととします。

- (2) 上記7に掲げるところにより協会が契約を解除した場合において、出店者は、出店場所に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

## 11 実地調査等

協会は、出店場所について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができます。

## 12 その他

- (1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。
- (2) 出店条件については、本公募要項に定めるもののほか、関係法令及び市の関係諸規程に定めるところによります。

### 〔市の関係諸規程の主なもの〕

- ・見附市市民交流センター条例

## 第3 応募の手続等

### 1 スケジュール（応募から出店まで）

項目	期間又は期日	備考
公募要項配布	2019年 1月31日～2月8日	
応募申込書等受付	2月1日～2月12日	
現地説明申込受付	1月31日～2月6日	
現地説明	2月1日～2月8日	都度実施
質問書受付	2月1日～2月6日	
質問への回答	2月8日	
企画書類受付	2月1日～2月13日	
ヒアリング実施通知	2月15日	
ヒアリング	2月18日～	
出店候補者の決定及び通知	2月28日（予定）	
賃貸借契約の締結、出店開始	3月30日	

注：ヒアリング実施通知以降の具体的な期日等は適宜お知らせします。

## 2 応募者の資格

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) みらい市場内に設置する店舗の基本的な考え方及び契約の趣旨を理解し、出店に意欲ある者であること。
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
- (3) 店舗の企画・運営のノウハウを持ち、新潟県内での旅行代理店業務の健全な運営実績を3年以上有する法人、又は、国若しくは普通地方公共団体その他当協会会長が適当と認める法人等の施設内旅行代理店の運営実績を3年以上有する法人であること。
- (4) 旅行業法施行規則（昭和46年11月10日運輸省令第61号）第1条の2の第1号から第3号の規定による、第1種、第2種、第3種のいずれかの旅行業務の登録を受けている者であること。
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人でないこと。
- (8) 都道府県税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がない者であること。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。  
なお、資格要件確認のため、新潟県警察本部に照会する場合があります。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
ウ 暴力団員が役員となっている事業者  
エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者  
オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者  
カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者  
キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者  
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) 代表者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。

### 3 公募要項の配布期間及び場所

#### (1) 配布期間

2019年1月31日(木)から同年2月8日(金)まで(土日を除く。)の間、配布します。

なお、下記(2)に掲げる場所での配布は各日とも9時から17時までの間(12時から13時までの間を除く。)とします。

#### (2) 配布場所

〒954-0052 新潟県見附市学校町1丁目16番15号 ネーブルみつけ2階  
一般社団法人 見附市観光物産協会 旅行代理店出店者募集係

#### (3) その他

協会のホームページ(いいところミッケ!)の新着情報からもダウンロードできます。  
アドレス：<http://www.mitsuke.net/>

### 4 応募申込書等の提出

#### (1) 応募申込にあたっての注意事項

下記(2)以降による書類の提出がない者は、下記7に掲げる企画書類の受付ができませんので注意してください。

#### (2) 提出書類(以下「応募申込書等」という。)

別表1に掲げる書類を提出してください。

#### (3) 提出部数

各書類につき、別表1の右欄に掲げる部数とします。

#### (4) 提出期間及び提出方法

2019年2月1日(金)から同年2月12日(火)まで(土日祝日を除く。)の間に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出してください。

なお、持参の場合の受付時間は、各日とも9時から17時までの間(12時から13時までの間を除く。)とします。

郵送による場合は、2019年2月12日(火)の17時必着としますので注意してください。

#### (5) 提出先

〒954-0052 新潟県見附市学校町1丁目16番15号 ネーブルみつけ2階  
一般社団法人 見附市観光物産協会 旅行代理店出店者募集係

#### (6) その他

ア 上記(2)に掲げる書類のほか、協会が必要とする書類の提出を求めることがあります。

イ 応募申込書等の記載事項(事務所の所在地等)に変更があった場合は、速やかに応募申込(企画提案)事項変更届出書(第7号様式)により届け出てください。

## 5 現地説明

### (1) 開催日時

2019年2月1日(金)から2月8日(金)までにおいて、都度実施します。

### (2) 集合場所

ネーブルみつけ1階入口(〒954-0052 新潟県見附市学校町1丁目16番15号)

### (3) 申込方法及び申込期間

現地説明申込書(第4号様式)に必要事項を記載のうえ、2019年1月31日(木)から同月6日(水)まで(土日祝日を除く。)の間に持参又は郵送により提出してください。

なお、持参の場合の受付時間は、各日とも9時から17時までの間(12時から13時までの間を除く。土日祝日除く。)とします。

郵送による場合は、2019年2月6日(水)の17時必着としますので、注意してください。

### (4) 申込先・対応先

〒954-0052 新潟県見附市学校町1丁目16番15号 ネーブルみつけ2階  
一般社団法人 見附市観光物産協会 旅行代理店出店者募集係

### (5) その他

ア 参加人数は、1申込者につき3名までとしてください。

イ 説明会の内容は、本公募要項の概要説明、現地見学及び質疑応答等です。

ウ 現地説明会には、本公募要項を持参してください。

## 6 公募内容に関する質問の受付

(1) 受付期間 2019年2月1日(金)の9時から2月6日(水)の12時までの間

(2) 質問方法 質問書(第5号様式)を下記あてに提出してください(FAX可)。

### (3) 提出先

〒954-0052 新潟県見附市学校町1丁目16番15号 ネーブルみつけ2階  
一般社団法人 見附市観光物産協会 旅行代理店出店者募集係

FAX:0258-89-6266

(4) 回答方法 受け付けた質問及び回答をとりまとめ、2019年2月8日(金)

に協会のホームページに公表することにより回答します。

### (5) その他

ア 質問は上記(2)に掲げるとおり文書のみで受け付けます。口頭での質問への回答はできませんので了承願います。

イ 本公募要項及び手続等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 7 企画書類の提出

### (1) 提出にあたっての注意事項

上記4に掲げる書類の提出がない者は、下記(2)以降に掲げる書類の受付ができませんので注意してください。

### (2) 提出書類（以下「企画書類」という。）

別表2に掲げる書類を提出してください。

### (3) 提出部数

各書類につき、別表2の右欄に掲げる部数とします。

### (4) 提出期間及び提出方法

2019年2月1日(金)から同月13日(水)まで（土日祝日を除く。）の間に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出してください。

なお、持参の場合の受付時間は、各日とも9時から17時までの間（12時から13時までの間を除く。）とします。

郵送による場合は、2019年2月13日（水）の17時必着としますので注意してください。

### (5) 提出先

〒954-0052 新潟県見附市学校町1丁目16番15号 ネーブルみつけ2階  
一般社団法人 見附市観光物産協会 旅行代理店出店者募集係

### (6) 留意事項

ア 上記書類のほか、協会が必要とする書類の提出を求めることがあります。

イ 提案内容の変更は、上記(4)に掲げる期間内に限り可能とします。変更の必要が生じた場合は、速やかに応募申込（企画提案）事項変更届出書(第7号様式)により届け出のうえ、修正後の書類を提出してください。

※企画書類の内容は、できるだけ簡素・簡潔に記載してください。

## 8 応募申込書等及び企画書類の要件並びに取扱い

### (1) 申請書類等の要件

応募申込書等及び企画書類（以下「申請書類等」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たしていることが必要です。

ア 本公募要項に定める提出期間、提出方法及び提出先に適合していること。

イ 記載事項に不備がないこと。

(ア) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

(イ) 記載すべき事項が全て記載されていること。

(ウ) 虚偽の内容が記載されていないこと。

### (2) 申請書類等の取扱い

ア 申請書類等に記載された個人情報、出店候補者に関する審査、選定及び決定そ

- の他の出店手続を実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。
- イ 提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
  - ウ 協会が提示する公募要項等の著作権は協会に帰属し、応募者が提出した申請書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。
  - エ 協会は、本公募に関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに、申請書類等の複製を作成し、又はその全部若しくは一部を無償で使用できるものとし、ます。
- また、本公募に関し情報公開請求があった場合には、見附市情報公開条例（平成11年条例第20号）に基づき、申請書類等を公開することがあります。
- オ 申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとし、ます。

## 第4 審査及び選定等に関する事項

### 1 審査及び選定の方法

#### (1) 選定方法

「コンペ方式」により実施することとし、協会では応募者から提出された申請書類等の内容について、「資格審査」及び「ヒアリングによる提案内容審査」を行い、出店候補者を選定します。

#### (2) 資格審査

企画書類を受理した全ての応募者を対象として、本公募要項第3の2「応募者の資格」及び第3の8の(1)の「申請書類等の要件」（以下「応募の要件」という。）に適合しているかどうかについて協会において事前審査を行います。

報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募の要件に適合しないと判断された応募者は失格となります。

#### (3) ヒアリングの実施

ア 上記(2)に掲げる資格審査の結果、協会は応募の要件に適合すると判断した応募者を対象として、ヒアリングを実施します。

イ ヒアリングは、主として申請書類等の内容について行います。

ウ ヒアリングは2019年2月中旬の実施を予定しており、2019年2月上旬に協会へ応募申込書等を提出した応募者に日程等の通知を行います。

エ 上記ウの通知をした場合であっても、上記(2)の資格審査の結果失格となった者及び企画書類の提出がない者は、ヒアリング審査に参加できません。

オ ヒアリング審査を欠席した応募者は、応募を辞退したものとします。

#### (4) 提案内容審査及び出店候補者の選定

ア 提出された申請書類やヒアリングの内容について、別表3「企画提案項目及び審査に係る評価の視点」に基づき総合的に審査し、別表4「評価の方法」により得点化します。そして、合計得点を集計し、最高得点となる応募者を出店候補者として選定します。

イ 最高得点となる応募者が2人以上ある場合は、くじ引きにより出店候補者を選定します。くじ引きの日程等は、協会から対象者に通知を行います。

## 2 審査結果の通知

審査結果の通知は2019年2月末日を予定しています。

審査結果は応募者全員に文書で通知することとしています。上記2の(2)に掲げる資格審査で失格となった者、下記第5の1に掲げるところにより選定の対象から除外した者及び下記第5の2に掲げるところにより応募を辞退した者への通知は行いません。

## 3 出店候補者の公表

審査結果の通知後、速やかに出店候補者（最高得点となった応募者）を協会のホームページで公表します。

なお、この公表をもって本公募の手続は終了となり、協会は出店候補者との契約締結に向けての手続を開始します。

## 4 契約の締結

2019年3月30日付で契約を締結します。

出店候補者決定後、協会から出店候補者に契約締結に向けての説明を行います。当該手続の方法等については、出店候補者あてに別途通知します。

## 第5 応募にあたっての留意事項等

### 1 選定の対象からの除外

応募者等が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し又は出店候補者の選定若しくは決定を取り消す場合があります。

- (1) 申請書類等に虚偽の記載があった場合
- (2) 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- (3) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (4) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと協会が認めた場合

### 2 応募の辞退

応募申込書等を提出した後に辞退する場合は、直ちに応募申込辞退届出書(第8号様式)を下記あてに提出してください。

〒954-0052 新潟県見附市学校町1丁目16番15号 ネーブルみつけ2階  
一般社団法人 見附市観光物産協会 旅行代理店出店者募集係

### **3 応募等に関する費用負担**

本公募に係る手続（契約締結に係る手続を含む。）に関し応募者が要する費用は、各応募者の負担とします。